

令和5年3月1日発行

権利擁護支援地域連携ネットワーク ニュースレター

第2回『権利擁護支援地域連携ネットワーク推進会議』を開催しました

～開催概要～

- 【日時】令和5年2月16日（木）14時から
- 【会場】山崎本社みんなのあいプラザ3階講座室
- 【出席者】29名（弁護士会、司法書士会、県社会福祉士会、障がい福祉相談センター、広島県、金融機関、民生委員児童委員協議会及び広島家庭裁判所、広島県社協、市行政、市社協）
- 【主な協議事項】
 - 廿日市市成年後見利用促進センターの運営状況と令和4年度の活動について
 - 広島県の動向について
 - 令和5年度の推進計画について



I 「広島県の取り組みについて」

広島県健康福祉局地域共生社会推進課 主任 山田 尚輝 氏



本県の権利擁護に関する取組の方向性として、広島県地域福祉支援計画において、「市町が行う司法、福祉、医療等が連携した仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）の構築を支援するとともに、福祉サービス利用援助事業（かけはし）から成年後見制度に至るまでの切れ目ない支援をしていきます」とし、主には4つの取組を各市町、県社協と連携し、実施している。

また、令和4年度に地域共生社会推進のための実態調査を実施したところ、複合課題への対応、司法との連携の必要性が高まっていることが見えてきた。これらを踏まえて、令和5年度は検討部会を設置し、第二期地域福祉支援計画に盛り込むべき、取組を検討する。

【主な取組】

- 1 中核機関体制整備に向けた研修会：他市町の取組から、地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置に必要な具体的な取組を検討する。地域の権利擁護支援に関する課題を整理し、仕組みを検討するなかで、行政、社協等の関係機関の連携強化を図る。
- 2 専門相談アドバイザー派遣：地域連携ネットワーク構築を含めた中核機関の設置や体制整備に関する市町の協議体、勉強会等で、司法職等による、専門的見地からの助言や必要な情報の提供、相談支援の実施
- 3 成年後見制度推進団体連絡会議の開催
- 4 権利擁護人材の確保・養成

【意見交換】

委員：規模の小さい4町で中核機関が立ち上がっていない。専門職が少ない、財源がないという理由があると思う。広域で立ち上げることを支援するなどは考えていないか。それは県の連絡会議で話題になっていないか。

山田主任：今後の検討課題の1つになるかもしれない。本日の会議の意見等も考慮して協議していきたい。

県社協 坂原課長：2月初旬に、「中核機関体制整備に向けた研修会」として広島県から受託している研修会を実施した。ここで廿日市市での取り組み事例について友重委員、堀委員、伊藤課長に登壇いただき事例発表していただいた。ネットワークの中で地域と連携し、出来るところから取り組んでいることが参加市町に伝わり、有意義な研修になった。NW づくりの面についても大変参考になったという感想が寄せられた。

II 前回推進会議で問題提起された「成年後見人等の選任までの緊急対応」について

地域包括ケア推進課 友重委員：前回の推進会議で問題提起した事例についてその後のことを報告する。成年後見人が選任されるまでの財産管理に課題があった事例だが、これについて市と専門機関等があつまる重層的支援体制整備事業の相談支援ネットワーク会議事例検討会でこれを取り上げ、議論した。市としても今後の、このような事例への対応について検討していく。

事務局：事務局もその会議に参加した。推進会議で課題提起されたことを受け、水中先生に法律的な見解をお聞きした。ここで緊急事務管理という法的根拠等について助言いただき他県の事例を調べたところ、これを根拠に事業を行っている市町があった。

弁護士会 水中会長：事務管理、緊急事務管理について説明。社協が調べられたように、要綱を整備して事業として対応することが必要。引き続き検討してほしい。



左から向井委員、友重委員

Ⅲ 令和5年度の取り組み「受任調整機能」の整備について

家庭裁判所 木口次席書記官：受任調整機能があると適切・迅速に選任できる。成年後見人等の選任イメージや考慮要素を中核機関と家裁との間で共有するステップが重要。家裁ではそのためのツールも検討したいと考えているが、それができていない段階であっても、本推進会議には3専門職が入っておられ、それぞれが選任イメージ等を認識されていると思うので、できるところから始められてはどうか。



水中会長



湯浅副会長

【委員からの主な意見等】

- ・ 全県共通のイメージを家庭裁判所で考えてもらいたい。
- ・ 成年後見人等の担い手がなくなるのは明らか。社協が任意後見人と市民後見人の養成、監督等を担われることが必要と考える。
- ・ ニーズ調査から利用対象者が多くおられることが分かった。家族と専門職の複数後見から大きな課題が解消したら家族のみにするというリレー方式や、家族が後見人になり専門職が監督人をするという形態など、いろいろなパターンも合わせて調整、推薦できるよう、受任調整機能を整備する必要がある。
- ・ 県内では、受任調整会議で団体を推薦するが、専門職団体に担い手が足りず推薦できない状況になっている市町もある。対象者に本当に成年後見人が必要かどうかを、受任調整会議で議論されている。
- ・ 成年後見制度は財産管理のための制度から始まったが、今は福祉のツールとして、福祉サービスのプラットフォーム機能が求められるようになった。担い手確保、受任調整は特に重要なのでしっかり準備しておく必要がある。



河口委員

Ⅳ 意見交換：各団体の活動等について

金融機関懇談会 清水委員：認知症高齢者に対して地域包括支援センターと連携して対応できた事例があった。連携機関同士が理解しあうことでいい支援ができた事例だった。また先日、地域包括支援センター、市社協と協働で勉強会を開いた。成年後見制度、かけはし事業についての理解がなかなかできていなかった。貴重な機会だった。1月12日には手をつなぐ育成会の勉強会で、家族信託で金融機関ができることについて説明した。また、地域包括ケア推進課主催の物忘れ相談会でも協働することができた。



民生委員児童委員協議会 堀委員：ニーズ調査によって、居宅介護支援事業所のケアマネ等への広報の効果はあるように見える。自分が所属する事業所でも、ニーズ調査を見て担当ケースのなかで成年後見制度の利用が必要な事例に気づき、センターに相談したことがあった。

市健康福祉総務課 向井委員：成年後見制度と成年被後見人等への対応について、市職員研修を実施した。現場職員の窓口対応について理解が深まった。後見人等との連携の必要性が理解でき、対応に困ったときのつなぎ先等もわかった。

きらりあ 船倉委員：成年後見制度に関する基礎的な研修は継続的に行っていくことが必要だと思う。専門相談会は専門職の相談も受けてもらえるということで心強い。セミナー等の取り組みにより啓発も進んだように思う。担い手不足が課題。専門職のスキルアップ、研鑽が必要だと思っている。



堀委員



船倉委員

廿日市市職員対象「廿日市市成年後見制度勉強会」を開催しました

【主な講義の内容】事例を交えながら成年後見制度の概要、成年被後見人等（制度利用者）のイメージをお話させていただきました。また、成年後見人等であることを証明する「登記事項証明書」や、補助人や保佐人の権限の範囲を示す「代理行為目録」、「同意行為目録」のサンプルを見ながら窓口業務で留意すること、成年後見人等と連携できることなどについて、講義いただきました。講義後はグループに分かれて気づき、疑問点などを出し合い全体で共有しました。講師から質問への回答を含めた補講があり、理解を深めることができました。

～開催概要～

- 【日時】令和5年1月11日（水）13：30時から
- 【会場】山崎本社みんなのあいプラザ
- 【講義】「成年後見制度の基礎と成年後見制度利用者への対応について」（50分）
- 【講師】広島司法書士会
司法書士 榎本 啓志 氏（マキト ケイシ）

